

資料3②

需要家保安に係る業務の概要について

保安業務の担い手【論点2】の関連

主な需要家保安業務

需要家保安に係る主な業務の内容について、作業体制、作業内容などの詳細は別紙のとおり。

- ・資料3② A 緊急保安業務の概要
- ・資料3② B 内管の漏えい検査の概要
- ・資料3② C 消費機器調査の概要
- ・資料3② D-E 周知の概要

緊急保安業務の概要 (お客様設備)

2014年7月14日

(一社)日本ガス協会

© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

緊急保安 作業体制

- 緊急保安業務は、24時間365日の通報に対応するため、受付担当、通信担当、保安責任者が必要となるほか、緊急車両等の整備が必要となる。

現場作業体制

| 敷地内 | |
|--------------|---|
| 作業対象 | <ul style="list-style-type: none"> 需要家資産のガス工作物(内管) " 消費機器 |
| 必要要員 | <ul style="list-style-type: none"> 受付担当者(受付) 通信担当者(指令室または現場) 保安責任者(指令室または現場) 処理要員(現場) |
| 調整先 | 需要家(所有者・占有者) |
| 必要資機材 道工具 | <ul style="list-style-type: none"> 車両装備、ガス漏れ調査用具、ガス遮断用工具、修理用工具、保安設備など |
| スキル | <ul style="list-style-type: none"> 緊急保安業務は、経験に基づく判断スキルが必要。 新任者の育成のためには、熟練者に同行させるなど、現場OJTを数年重ねるケースが多い。 |
| 資格 | — (社内資格など) |

<ガス設備の区分>

法令上の位置づけ

- 消費機器に関しては、ガス事業法第四十条の二 第4項の中で、消費機器の災害時等でのみやかな措置をとることが規定されている。
- 一方、消費機器以外に関しては、法令上、緊急対応体制を敷くことは規定されておらず、保安規程で緊急体制を敷くことを各社が規定している。

※ 一般的に敷地内と敷地外は同じ体制で対応しているケースが多い

緊急保安 作業体制(人員・設備)イメージ

■受付・指令室



- ・受付担当者
- ・通信担当者
- ・保安責任者

■現場体制



- ・保安責任者
- ・通信担当者
- ・処理要員

■緊急車両



- ・サイレン
- ・赤色ランプ
- ・無線設備、など

- (1) 保安責任者:通報に対する受付、連絡、出動及び処理に関する指示及び命令を行う者
- (2) 受付担当者:通報を受け、これを関係箇所に連絡する者
- (3) 通信担当者:処理要員から無線等により連絡又は報告を受けるとともに、保安責任者の指示を受けて処理要員に必要な指示及び応援等の手配を行う者
- (4) 処理要員:通報を受けて現場に出動し、必要な措置を講じる者

緊急保安 作業フロー

- 通報～受付～修理までを対応



緊急保安 作業内容

- 受付担当者は、通報の状況に応じて、ガス栓やメーターガス栓の閉止、火気使用の禁止、窓の開放、近隣への通報避難誘導などの措置を通報者に協力要請する。
- 要請内容、顧客情報を受付票に記録する。



どのような状況ですか？
ガス臭いですか？

窓を開けて、安全な場所に避難してください。

住所、氏名、連絡先を教えてください。

※お客さまからの通報のほか、内管漏えい検査員などからの通報もある

緊急保安 作業内容

- 保安責任者は、通報に基づき、一般出動、緊急出動、特別出動の判断を行う。
- また、通報に基づき、事故が発生している場合または事故が発生するおそれがある場合には直ちに消防機関および警察機関へ連絡し、協力を要請する。



受付・指令室：保安責任者

一般出動：ガス漏えい等はあるが事故が発生するおそれないと認められる場合
→可及的速やかに処理要員が工作車で現場に出動し、必要な措置を講じる。

緊急出動：事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合
→2名以上の処理要員が原則として緊急車で現場に急行し、緊急措置を講じる。

特別出動：緊急出動では処理することが困難な事態に対して、これを処理するために特に編成する体制で出動する場合

緊急保安 作業内容

- 処理要員は、本支管、供給管などの導管図面、内管図面等の情報を持ち、現場へ急行する。



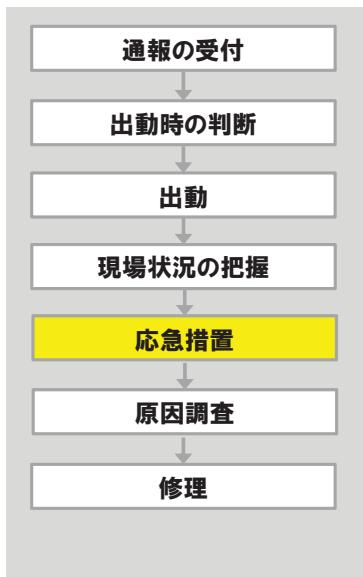
緊急保安 作業内容

- 処理要員は、現場状況を確認後、指令室へ状況を報告する。
- 指令室保安責任者は、現場状況に応じて追加応援の指示、消防・警察等への協力要請を行う。



緊急保安 作業内容

- 処理要員は、現場状況により、適切な保安措置をとる。
- 具体的には、「遮断」・「避難誘導」・「着火防止」などの対応を行う。



ガス遮断

- メーターガス栓の閉止
- 引込管ガス遮断装置の閉止
- 供給管の切断



避難誘導

- 当該需要家、近隣住民などの非難・誘導



着火防止

- 周囲への火気厳禁の周知
- 作業区画の設置

P8

© 2014 The Japan Gas Association

緊急保安 作業内容

- 処理要員は、「漏えい調査」、「配管の位置調査」などを実施し、ガス漏れ箇所を特定する。



漏えい調査(灯内内管)



配管の位置調査



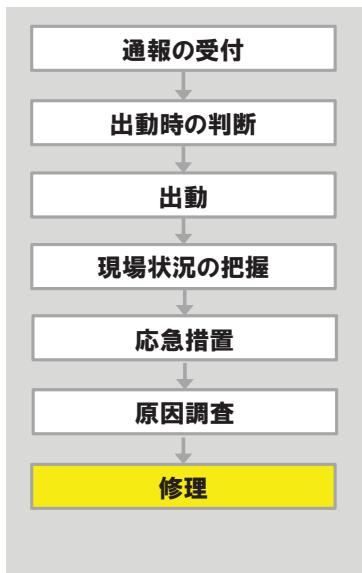
漏えい調査(灯外内管)

P9

© 2014 The Japan Gas Association

緊急保安 作業内容

- ・処理要員は、漏えい箇所を特定したのち、配管を入れ替えなどの修理を行う。
- ・内管はお客さま資産であるため、ガスを停止し所有者であるお客さまに修理を依頼するべきであるが、現状は内管工事をガス事業者しかできないため、ガス事業者がワンストップで修理を行い、早期再開を行っている。

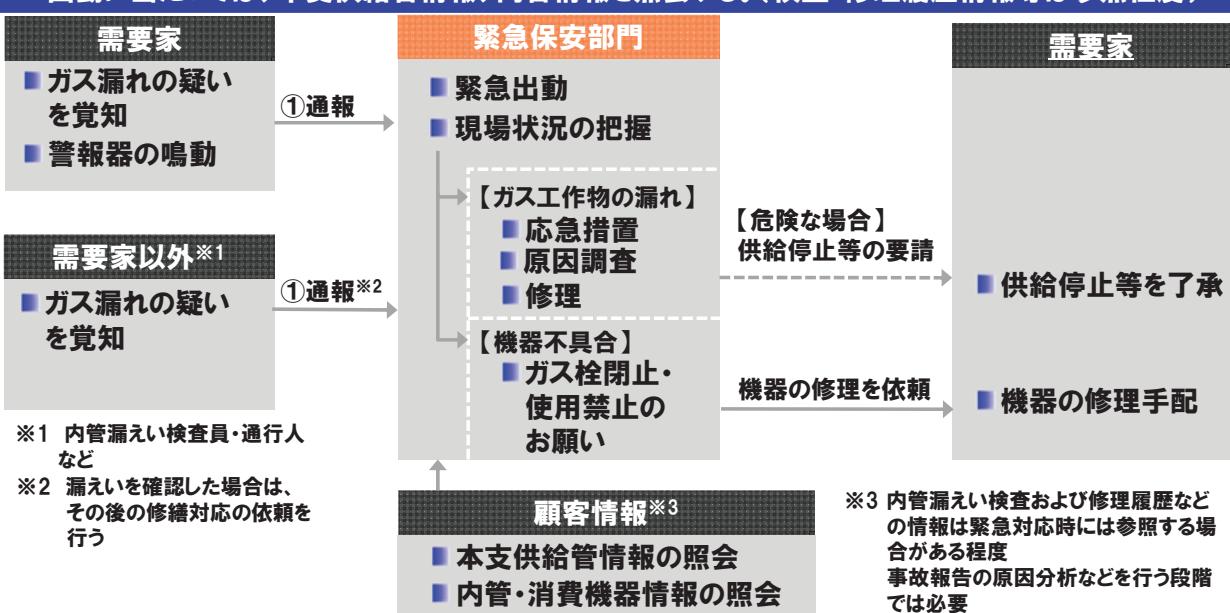


P10

© 2014 The Japan Gas Association

緊急保安 関連業務との繋がり

- ・通報は、需要家からの場合と、内管漏えい検査員など緊急保安部門以外からの場合がある。
- ・緊急対応は、緊急保安部門が行い、通報者がガス事業者であっても、通報者自らは行わない場合が多い。
- ・保安措置のため、出動先で需要家に供給停止の許可をとり、ガス遮断を行う。
- ・出動に当たっては、本支供給管情報、内管情報を照会する。(検査・修理履歴情報等は参照程度)

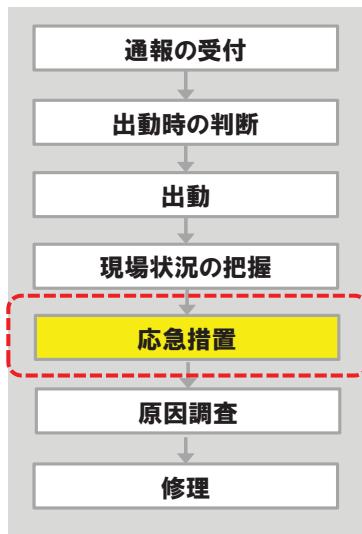


P11

© 2014 The Japan Gas Association

大口需要家の緊急保安①

- 工業用等の大口需要家は、工場内は敷地が広く、ガス以外の配管も輻輳しているため、緊急保安を行う際に図面や営業担当者の連絡先(夜間休日含む)の情報は必須。
- 機器からの漏洩も考えられるため、現場対応には日頃から需要家に接している営業部門との連携が必要。



P12

© 2014 The Japan Gas Association

大口需要家の緊急保安②

- 既存ガス事業者では、大口需要家の緊急出動の際には、緊急保安の部隊だけでなく、営業部門も連携し、緊急停止の判断・折衝を行っている。
- 操業への影響を最小限とするため、停止範囲や方法等について営業部門と協議が必要となる。



- 供給停止が必要な場合、保安を最優先としつつ、操業への影響を最小限とするための停止範囲や方法等について営業部門(需要家)と協議。
- 対応内容および影響等を営業部門から需要家に説明し、停止措置・修理等を実施。
- 後日(保安を優先した対応であることを理解頂けず)需要家から営業補償の要請があった場合は、営業部門が需要家と協議。



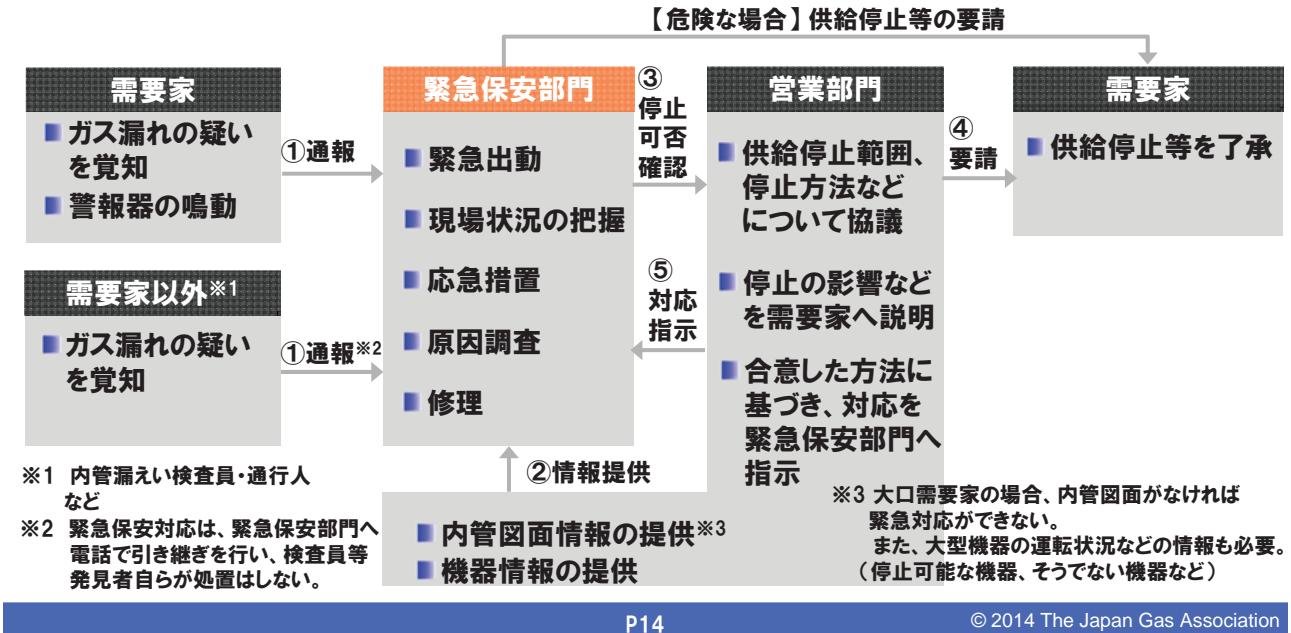
製造ラインの停止などは大きな影響

P13

© 2014 The Japan Gas Association

緊急保安 関連業務との繋がり(大口需要家)

- ・ 小口であれば、供給停止の判断は当該需要家に直接確認し、容易に判断ができる。
- ・ 一方、大口の場合、供給停止すると、工場などの操業に大きな影響を与えることがあることから、緊急保安部門単独ではなく、営業部門と協議のうえ、需要家と折衝する必要がある。
- ・ また、内管図面や機器情報などの提供がなければ現場対応は困難である。
(大口は内管・機器の設計施工等における個別性が高い)



内管の漏えい検査の概要 (お客様設備)

2014年7月14日

(一社)日本ガス協会

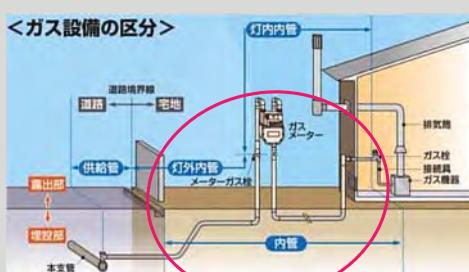
© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

漏えい検査 作業体制

- 敷地内と敷地外とでは、作業にあたるまでの調整先や作業内容、装備が異なるため、各々のタイミングで実施している。
- 漏えいを発見した場合は、緊急保安部署等に連絡し対応を引き継ぐこととなる。

現場作業体制



■ ガス工作物（灯外内管・灯内内管）

適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならぬ。



圧力計の例



検知器（携帯式）の例



検知器（カート式）
の例（主に道路上で使用）

| | 敷地外（道路面） | 敷地内 |
|--------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 調査対象 | ガス事業者資産の ガス工作物 | 需要家資産のガス工作物 |
| 調査人員 (通常) | 2名 | 1名 (規模の大きな建物の場合は複数名) |
| 調整先 | 道路管理者・警察 | 需要家（所有者・占有者） |
| 改善の 意思決定者 | ガス事業者 | 需要家（所有者・占有者） |
| 調査頻度 | 40ヶ月に1回 (特定地下街・室等は14ヶ月に1回) | 40ヶ月に1回 (特定地下街・室等は14ヶ月に1回) |
| 道工具類 | ガス検知器 (カート式) | ガス検知器(携帯式)、圧力計 |
| 資格 | — (社内資格など) | 業界資格： 需要家ガス設備点検員 |
| スキル | ・敷地外と敷地内とでそれぞれのマニュアルに従い作業を実施している。 | |

漏えい検査 主な作業内容

- 法定業務をベースに、過去の事故事例等を踏まえ、検査対象、検査事項ともに業界自主・事業者自主項目を追加している。



※「法定」には通達や行政指導、国からの要請を含む

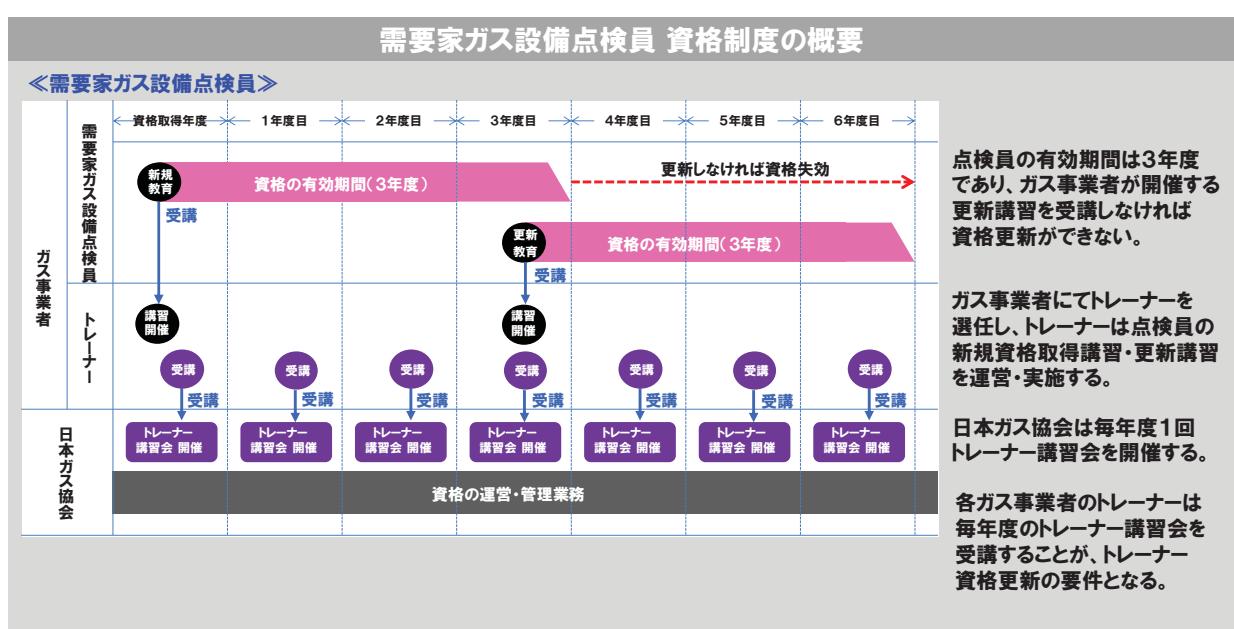
P2

© 2014 The Japan Gas Association

需要家設備点検員の資格制度 概要

消費機器調査・内管漏えい検査に従事する者の資格として、「需要家ガス設備点検員」資格制度を業界資格として創設し運営している。

ガス事業者で選任するトレーナーが自社の点検員の新規取得・資格更新のための講習を実施し、トレーナーは日本ガス協会が開催するトレーナー講習を受講することがトレーナー資格の更新の要件となっている。



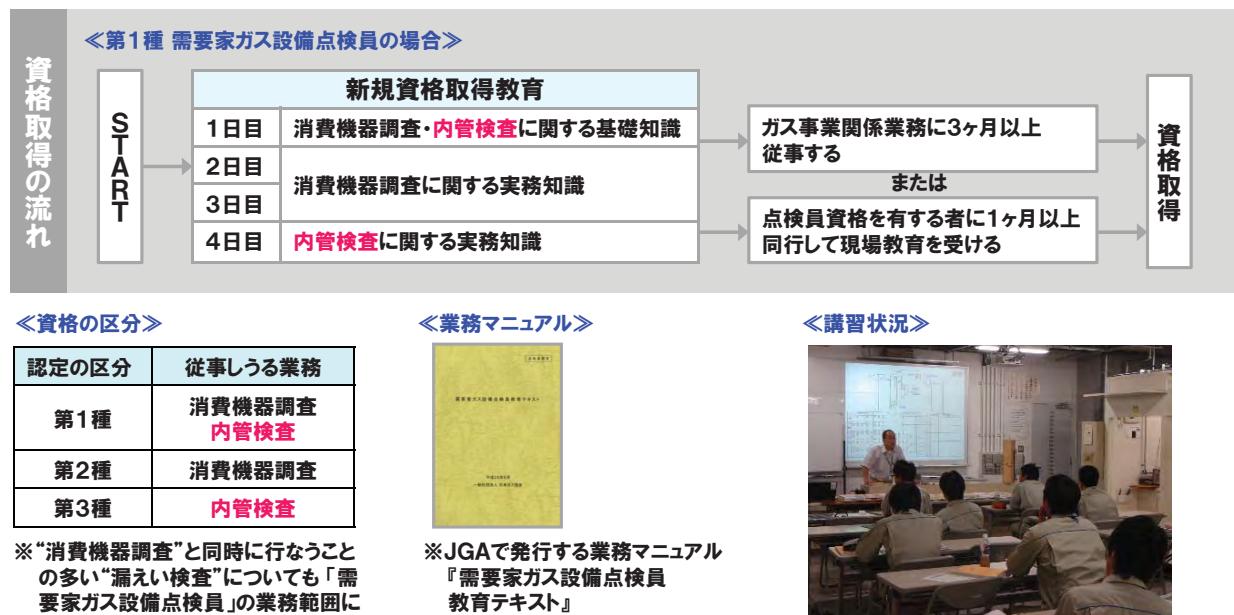
P3

10

© 2014 The Japan Gas Association

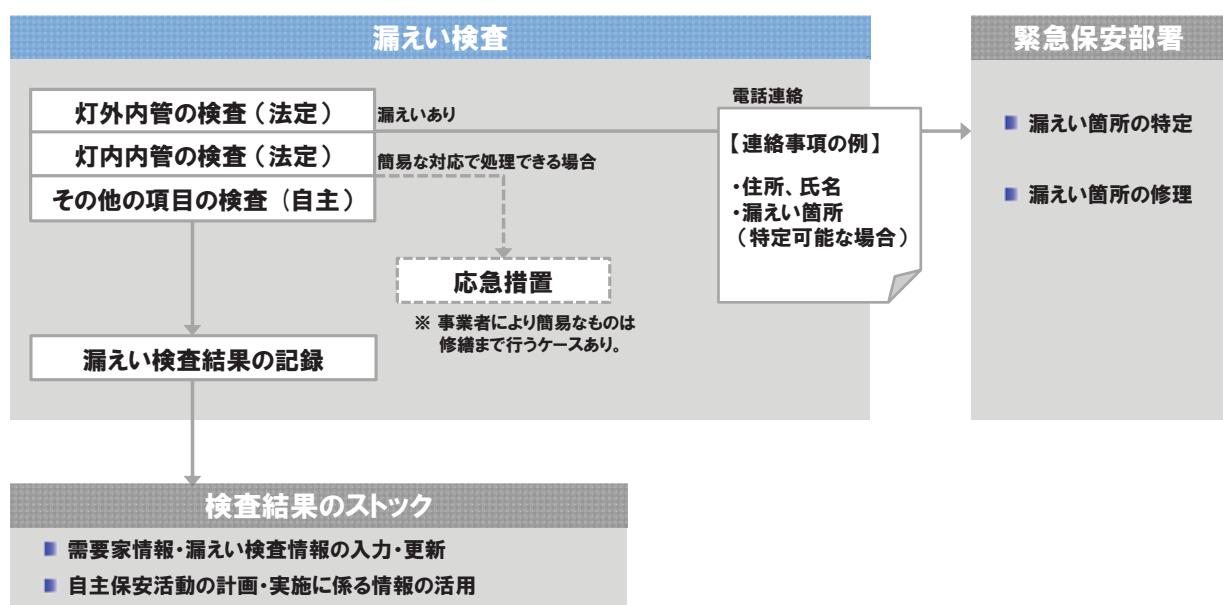
漏えい検査 必要な資格・スキル

資格を取得するには、所要の教育を受講し、かつ、実務経験としてガス事業関係業務に3ヶ月以上従事するか、点検員資格を有する者に1ヶ月以上同行して現場教育を受けることで資格が付与される。



漏えい検査 関連業務との繋がり

漏えいを確認した場合は、住所・氏名・漏えい箇所等を現地から緊急保安部署に連絡し、その後の修繕対応の依頼を行う。



漏えい検査 作業イメージ（法定）



| 関連法規・通達等 | 規定内容 |
|--------------------------------|---|
| ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第51条 第2項 | 規定の頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかつたものでなければならぬ。 ※ 適切な漏えい検知装置（マイコンメーター）の検知範囲は適用除外（第1号） ※ 所有者又は占有者に立ち入りを拒否された場合は適用除外（第2号） ※ ポリエチレン管を使用している部分は適用除外（第3号） ※ 屋外の埋設されていない部分は適用除外（第4号） |

漏えい検査 作業イメージ（法定）



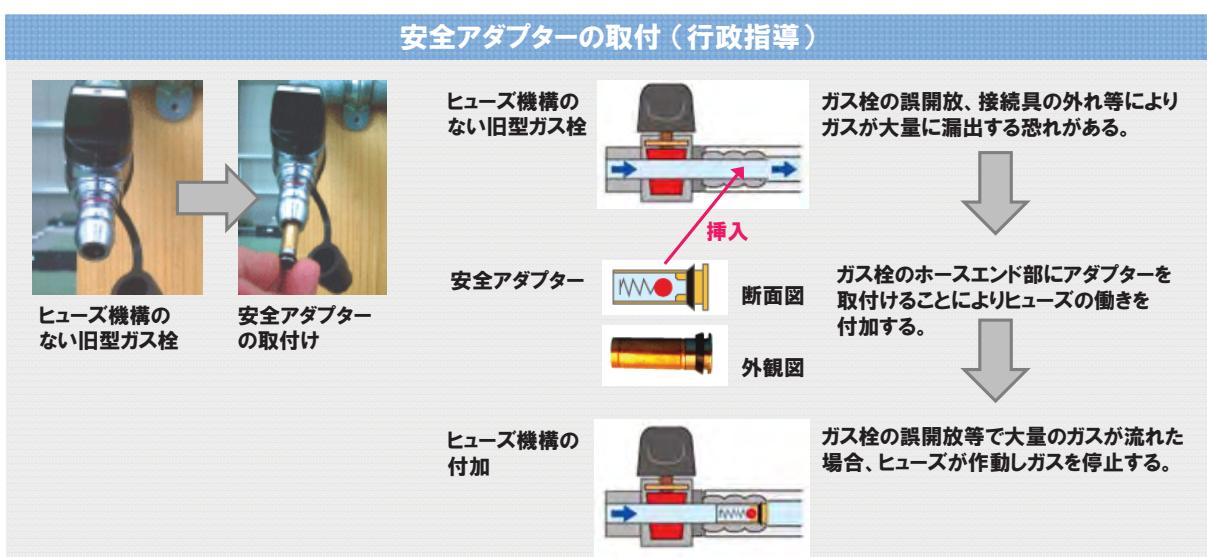
| 関連法規・通達等 | 規定内容 |
|--------------------------------|---|
| ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第51条 第2項 | 規定の頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかつたものでなければならぬ。 ※ 適切な漏えい検知装置（マイコンメーター）の検知範囲は適用除外（第1号） ※ 所有者又は占有者に立ち入りを拒否された場合は適用除外（第2号） ※ ポリエチレン管を使用している部分は適用除外（第3号） ※ 屋外の埋設されていない部分は適用除外（第4号） |

漏えい検査 作業イメージ（通達・行政指導）



| 関連法規・通達等 | 規定内容 |
|--|---|
| 昭和60年11月15日付 60資公部第435号 「ガス消費先における保安の確保に係るガス事業法 施行規則等の運用について(別紙10)」 | <p>【点検内容】 常時水のかかるおそれのある床面からの立上がり分の目視による外観点検</p> <p>【対象建物】 特定地下街等、特定地下室等、超高層建物、特定大規模建物、高層建物中規模建物</p> <p>【対象部位】 業務用途に係る厨房内の導管であって、目視による点検が可能な部分</p> |

漏えい検査 作業イメージ（通達・行政指導）



| 関連法規・通達等 | 規定内容 |
|---|---|
| 昭和60年3月15日付 60公ガ保第3号 「ガス保安対策の徹底について」 | 『取り付けが容易で、かつ、低廉な安全アダプターをガス事業者により普及させることによってガス栓の安全化の徹底を図る』 |

漏えい検査 作業イメージ（自主）



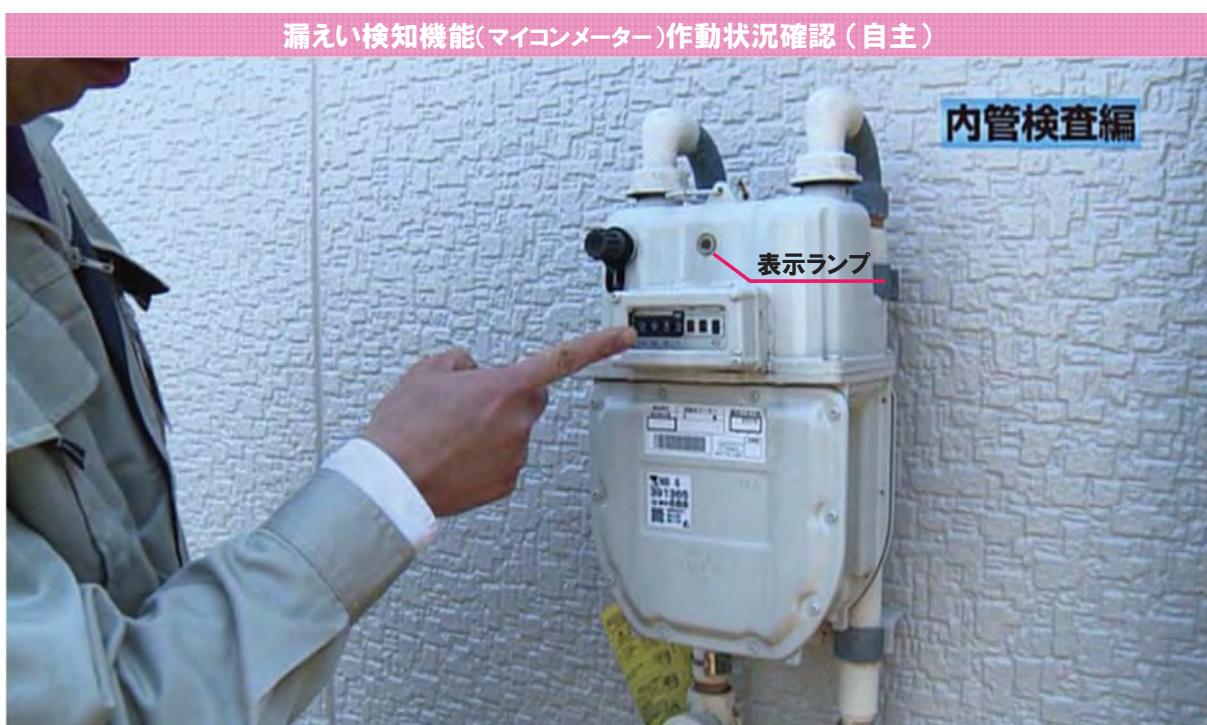
屋外の露出配管の漏えい検査

(ガス工作物の技術上の基準を定める省令 第51条 第2項 第4号 により漏えい検査の適用が除外されている)

P10

© 2014 The Japan Gas Association

漏えい検査 作業イメージ（自主）

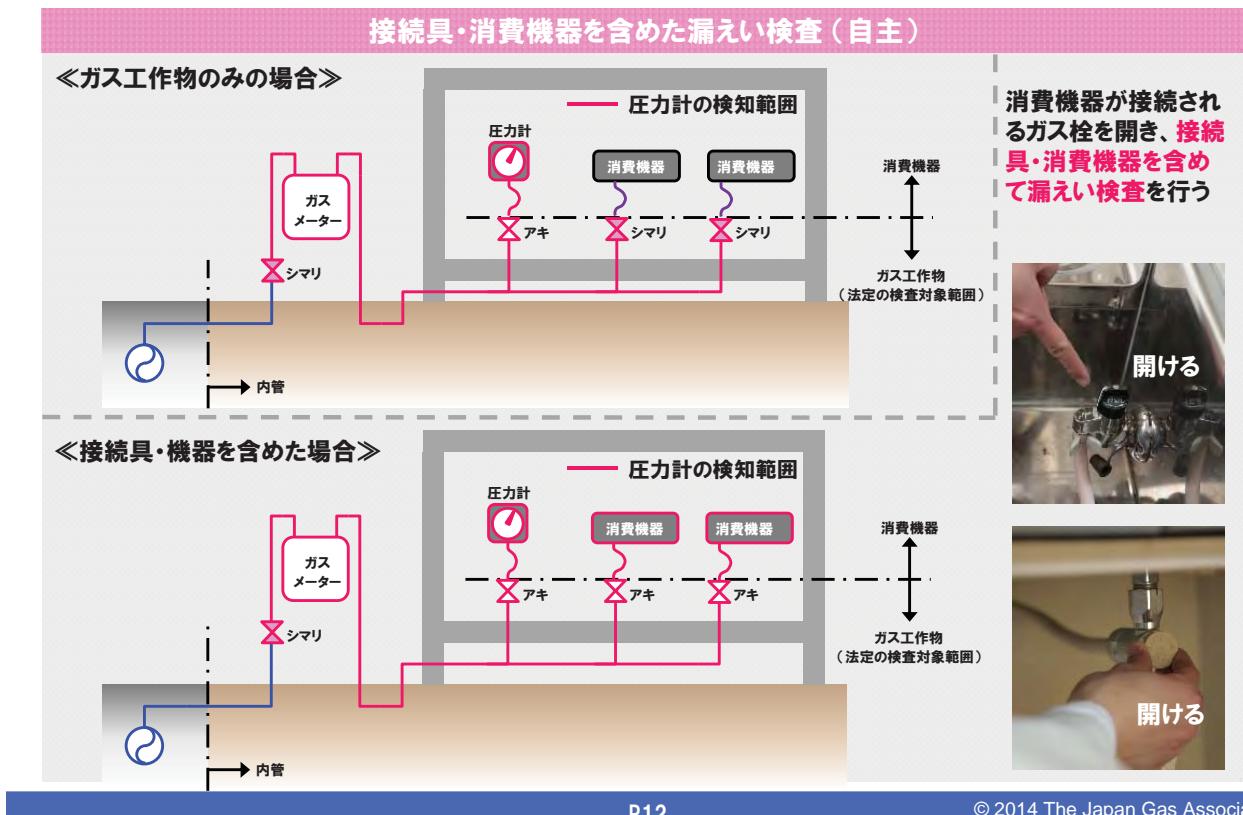


漏えい表示のないことを目視で確認

P11

© 2014 The Japan Gas Association

漏えい検査 作業イメージ（自主）



P12

© 2014 The Japan Gas Association

漏えい検査 作業イメージ（自主）



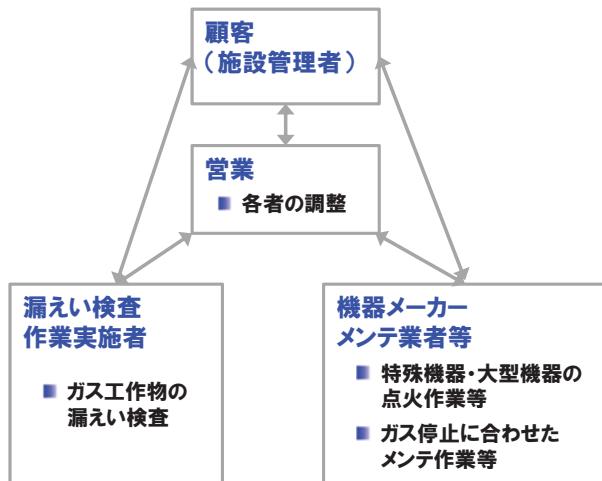
P13

© 2014 The Japan Gas Association

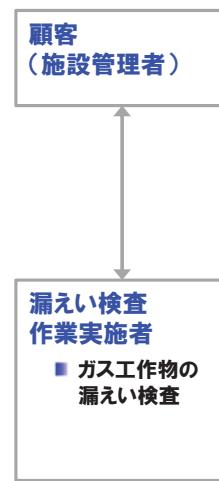
大口需要家の場合の違い

- 圧力保持での漏えい検査を行う場合、検査のために一定時間にわたりガスの供給を止める必要がある。大規模な工場などでは、製造ラインを止めることに関して時間的制約等があり、**漏えい検査のためにガスの供給を停止するにあたっては、営業を通じた先方との調整が必要**となる。

《大口需要家(工場等)での連携イメージ》



《小口需要家の連携イメージ》



消費機器調査の概要 (お客さま設備)

2014年7月14日

(一社)日本ガス協会

© 2014 The Japan Gas Association

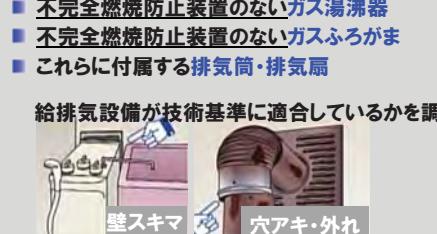
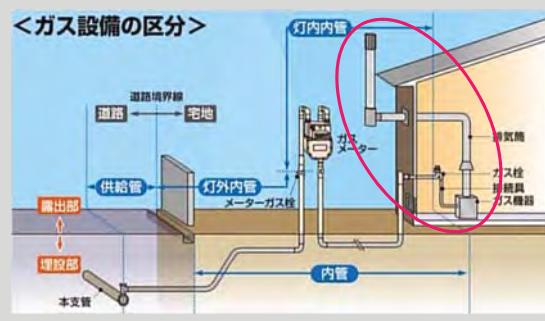
The Japan Gas Association

消費機器調査 作業体制

- ・基本的には需要家ガス設備点検員の資格所有者が1名体制にて作業を実施している。
- ・消費機器調査と内管漏えい検査は本来は異なる業務であるが、同時に実施する場合が多い。

現場作業体制

| | 道路上 | 敷地内 |
|----------|-------------------------|---|
| 調査対象 | | 需要家資産の消費機器 |
| 調査人員 | 1名 (規模の大きな建物の場合は複数名) | |
| 調整先 | | 需要家(所有者・占有者) |
| 改善の意思決定者 | | 需要家(所有者・占有者) |
| 調査頻度 | 40ヶ月に1回 | |
| 道工具類 | CO検知器、スマートテスター | |
| 業界資格 | | 需要家ガス設備点検員 |
| スキル | | <ul style="list-style-type: none"> ・作業はマニュアル化できるものであり画一的。 ・必要な教育を受けていれば対応可能。 ・機器で不具合を発見した場合は使用禁止のお願いを行った上でメーカー等での修理対応をお願いする。 |



消費機器調査 主な作業内容

- 法定業務をベースに、過去の事故事例等を踏まえ、調査対象、調査項目ともに業界自主・事業者自主項目を追加している。



*「法定」には通達や行政指導、国からの要請を含む

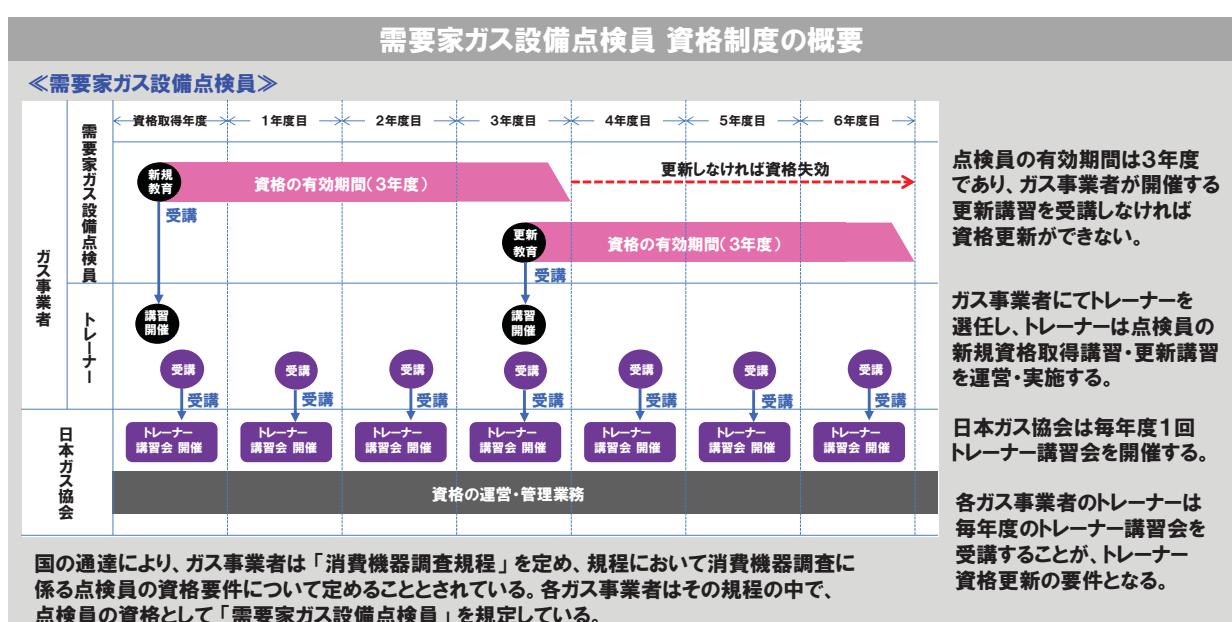
P2

© 2014 The Japan Gas Association

需要家設備点検員の資格制度 概要

消費機器調査・内管漏えい検査に従事する者の資格として、「需要家ガス設備点検員」資格制度を業界資格として創設し運営している。

ガス事業者で選任するトレーナーが自社の点検員の新規取得・資格更新のための講習を実施し、トレーナーは日本ガス協会が開催するトレーナー講習を受講することがトレーナー資格の更新の要件となっている。



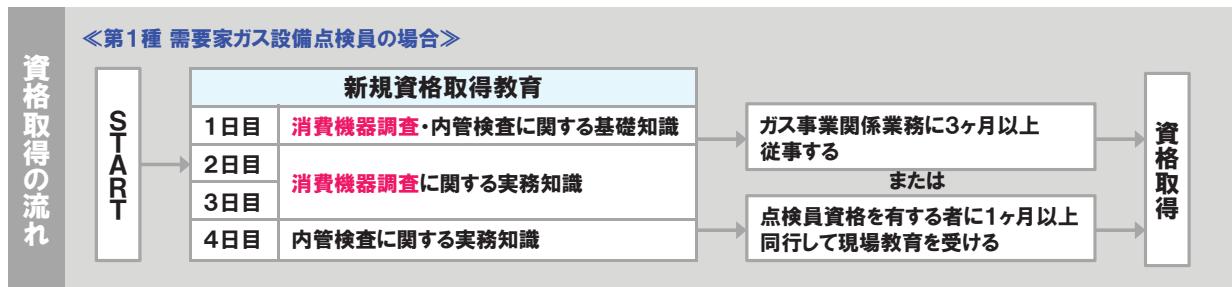
P3

18

© 2014 The Japan Gas Association

消費機器調査 必要な資格・スキル

資格を取得するには、所要の教育を受講し、かつ、実務経験としてガス事業関係業務に3ヶ月以上従事するか、点検員資格を有する者に1ヶ月以上同行して現場教育を受けることで資格が付与される。



《資格の区分》

| 認定の区分 | 従事しうる業務 |
|-------|----------------|
| 第1種 | 消費機器調査 内管検査 |
| 第2種 | 消費機器調査 |
| 第3種 | 内管検査 |

※“消費機器調査”と同時に行なうことの多い“漏えい検査”についても「需要家ガス設備点検員」の業務範囲に含めている。

《業務マニュアル》



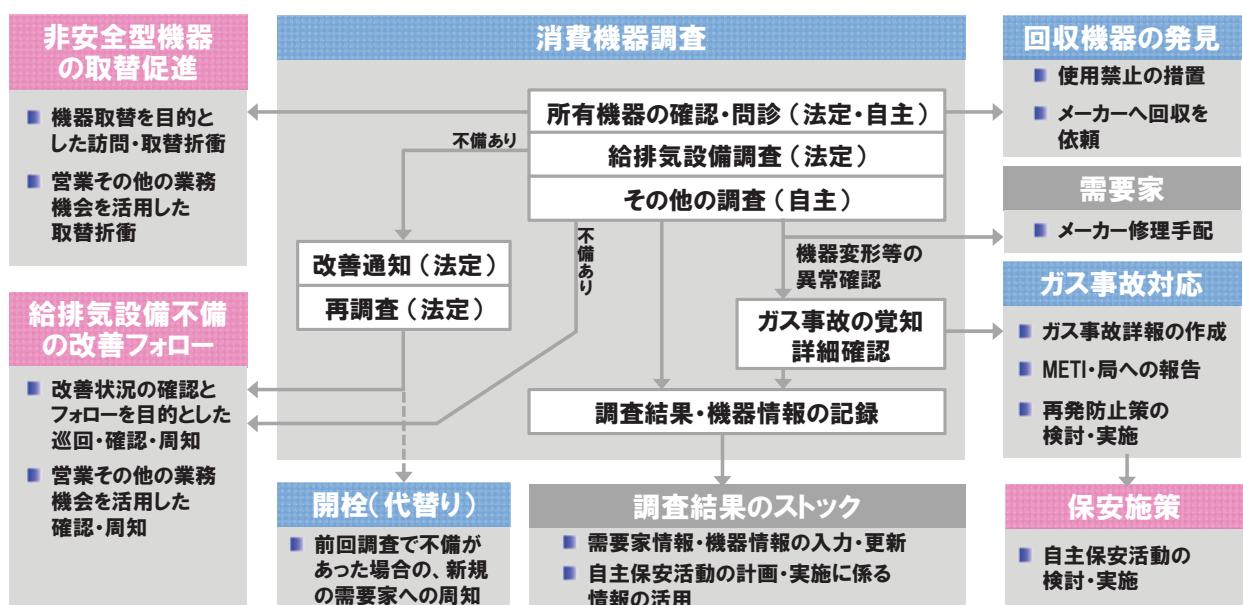
※JGAで発行する業務マニュアル
『需要家ガス設備点検員
教育テキスト』

《講習状況》



消費機器調査 関連業務との繋がり

- ・消費機器調査の機会に非安全型機器の取替促進や給排気設備不備の改善フォローを行うとともに、調査で収集した情報を基に、営業その他の機会を活用して取替促進、改善フォローを行っている。
- ・調査で発見した不備情報等を基に、自主保安活動の施策の立案・計画を行い、実行に繋げている。



※ 消費機器調査に関連して 内管漏えい検査や緊急保安との連携はない 凡例： 法定業務（行政指導等含む） 自主

消費機器調査 作業イメージ（法定）

消費機器調査の例（法定）



| 関連法規・通達等 | 規定内容 |
|--------------------------|-------------------------|
| ガス事業法 施行規則 第107条 第1項 第1号 | 調査対象となる消費機器の種類と調査を行う事項 |
| ガス事業法 施行規則 第107条 第1項 第2号 | 調査の結果、不備が認められた場合の再調査と通知 |
| ガス事業法 施行規則 第108条（の一部） | 調査に係る消費機器の技術上の基準 |

消費機器調査 作業イメージ（国からの要請）

回収対象機器の発見（国からの要請）



| 関連法規・通達等 | 規定内容 |
|--|--|
| 平成20年8月22日付 「バロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力の継続について（要請）」 | ・消費機器調査、開栓の際に対象機種の発見に万遺漏無きを期すこと。 ・対象機種を発見した場合には、使用禁止の措置を講じるとともに、その旨を速やかにバロマ工業に通知することなど。 |

消費機器調査 作業イメージ

給排気不備の場合の通知（法定）

調査結果のお知らせ（自主）



P8

© 2014 The Japan Gas Association

消費機器調査 作業イメージ（自主）

ガス機器のCO測定（自主）



不完全燃焼防止装置のない小型湯沸器によるCO中毒事故を受け、当該機器のCO測定を消費機器調査時に実施

消費機器調査 作業イメージ（自主）

接続具の確認（自主）

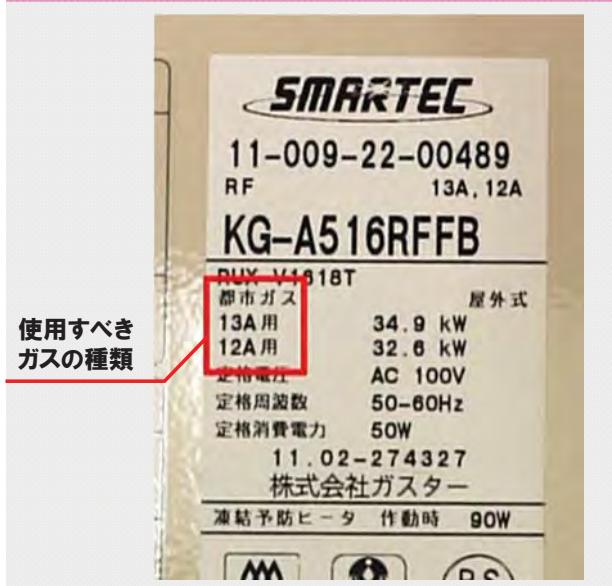
接続具の確認編



接続具を起因としたガス漏れ事故防止対策として、接続具の確認を消費機器調査時に実施

消費機器調査 作業イメージ（自主）

供給ガスとの適合性確認（自主）



消費機器調査時に機器の供給ガスに対する適合性を銘板等により確認

ガスの燃焼性確認（自主）



消費機器調査時に機器の燃焼性を確認

大口需要家の場合の違い

- 消費機器調査に関しては、大口需要家については事業者の義務としては既に免除されている。
(工業用以外の50万m³以下を除く)
- 消費機器調査に関しては、大口・小口の差ではなく、対象となる機器が法で規定されている。

《現行の法規制(消費機器調査)》

| | | 小口 | 大口 | |
|------|---------------|---------|-------------------------|-----------------------|
| | | | 10~50万m ³ /年 | 50万m ³ /年~ |
| 消費段階 | 消費機器に関する周知・調査 | 一般ガス事業者 | 工業用建物 ⇒-(免除) | -(免除) |
| | 漏えい検査 | | 一般ガス事業者 | 大口ガス事業者 |
| | | | 大口ガス事業者 | |

周知の概要 (お客さま設備)

2014年7月14日

(一社)日本ガス協会

© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

各種 周知業務の区分と概要

「周知」は大きく6種類に大別される。

| ガス事業法施行規則 第106条 | 規定事項 |
|-----------------|--|
| 第1項 第一号 イ～ヌ | 周知すべき内容 |
| 第1項 第二号 | 周知の対象と頻度 |
| イ | ① 一般周知 ・全ての需要家に対してガスの使用に係わる全般的な事項を周知 |
| ロ | ② 個別周知 ・特定の機器を所有する需要家に対して安全使用上に関する事項を周知 |
| ハ | ③ 閉栓時周知 ・新たにガスを使用する需要家に対して、ガス事業者への連絡方法・供給するガス種を周知 |
| ニ | ④ 開栓時周知(前回調査で指摘ありのものを対象) ・新たにガスを使用する需要家に対する一般周知・個別周知 ・前回の消費機器調査で不備があった場合に、新規の需要家にその不備と採るべき措置等を周知 |
| ホ | ⑤ 特定地下街・室等に設置される消費機器に関する周知・表示 ・緊急時に採るべき措置と連絡先、警報設備の点検に関する周知 |
| 第1項 第三号 | ⑥ その他の周知 ・広告、文書の提出または領布、巡回訪問、その他 |
| 第1項 第四号 | 周知に係る状況報告(年度末) |
| 第2項 | 大口供給の適用除外 |

一般周知の頻度と運用（ガス安全小委員会資料では「一般的周知」）

超高層建物、特定大規模建物については、一般周知の頻度が漏えい検査・消費機器調査の頻度と異なっており、点検時に合わせた周知ができないため、DM配布や周知のための特別巡回等を実施している。

① 一般周知【二号イ】

| 一般周知 | 漏えい検査 | 消費機器調査 |
|--|-------------|-----------|
| «下記以外» | | |
| 【3年度に1回以上】 漏えい検査・消費機器調査の頻度と同等であり、 点検時に合わせて実施されることが多い | 【40ヶ月に1回以上】 | |
| «超高層建物・特定大規模建物» | | 40ヶ月に1回以上 |
| 【毎年度 1回以上】 漏えい検査・消費機器調査と頻度が異なる部分については、点検時の周知に加え、 DM配布や周知のための特別巡回等を実施 | «特定地下街・室等» | |
| 【毎年度 1回以上】 漏えい検査の頻度と同等であり、 点検時に合わせて実施されることが多い | 14ヶ月に1回以上 | |

一般周知（ガス安全小委員会資料では「一般的周知」）

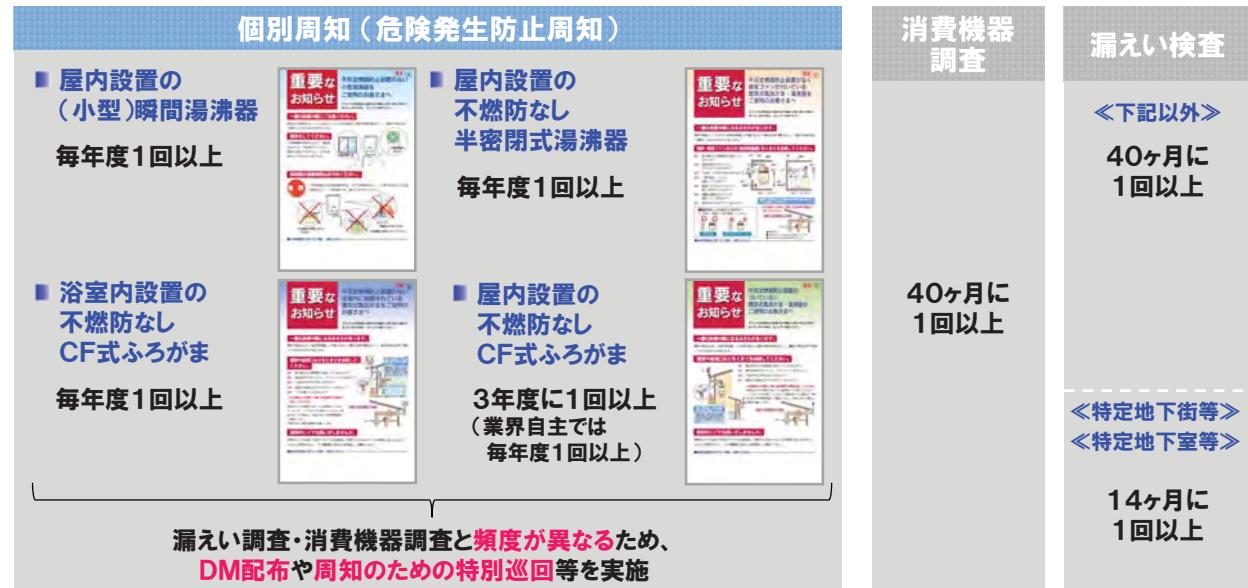
一般的な周知事項に加え、自主保安活動として、過去の事故事例等を踏まえた保安情報の周知を強化している項目もある。

| | |
|--|--|
| 法定 <ul style="list-style-type: none"> 消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項 消費機器の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項 消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項 ガス漏れを感じた場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者の採るべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡に関する事項 上記に掲げるもののほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項 |  |
| 自主（例） <p>一般的な周知事項に加え、自主保安活動として、過去の事故事例等を踏まえた保安情報を周知</p> |  |

個別周知の頻度と運用（ガス安全小委員会資料では「危険発生防止周知」）

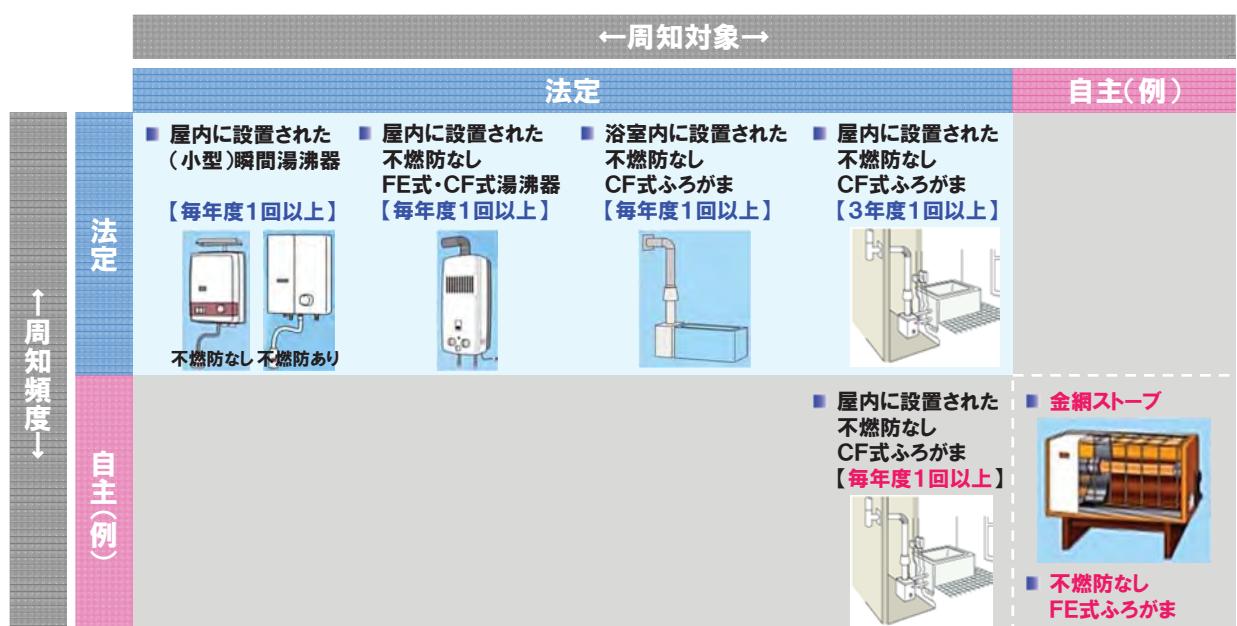
個別周知の頻度が漏えい検査・消費機器調査の頻度と異なっており、点検時に合わせた周知ができるため、DM配布や周知のための特別巡回等を実施している。

② 個別周知【二号口】



個別周知（ガス安全小委員会資料では「危険発生防止周知」）

・法定業務をベースに、過去の事故事例等を踏まえ、検査対象、検査事項ともに業界自主・事業者自主項目を追加している。



閉栓時周知・開栓時周知・特地下表示・その他の周知

③ 閉栓時周知【二号ハ】

《周知の相手方》

後の入居者

《周知のタイミング》

前入居者の閉栓時

(後の入居者が見るのは
引越し・入居のタイミング)

《周知の内容》

ガス事業者への連絡方法
供給するガス種



④ 開栓時周知【二号ニ】

④ 開栓時周知【二号ニ】

《周知の相手方》

新たにガスを使用
する需要家

《周知のタイミング》

開栓時

(前回調査で不備ありの場合)

《周知の内容》

採るべき措置、等



⑤ 特地下表示【二号ホ】

《周知の相手方》

特定地下街・室等に
設置される消費機器



《周知のタイミング》

40ヶ月に1回以上

《周知の内容》

緊急の措置、消防・ガス
事業者への連絡、等

⑥ その他の周知【三号】

- 新聞、雑誌その他の
刊行物に掲載する広告

- 文書の提出または頒布

- 巡回訪問

- その他 適切な方法

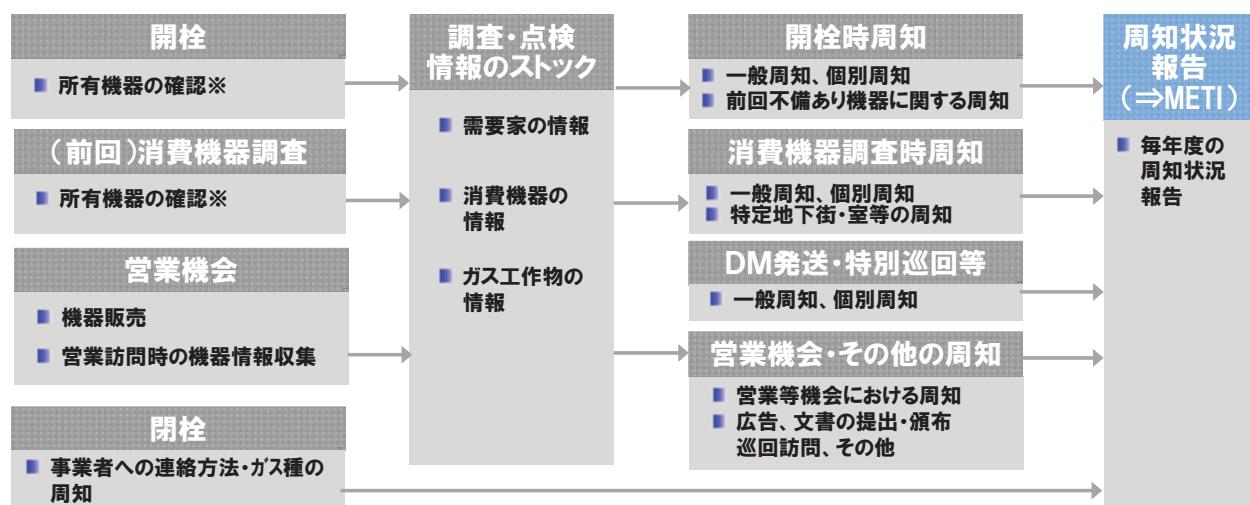


■ 周知 必要な資格・スキル

- 必要な資格・スキルとして規定されたものはないが、需要家にご理解いただくためには、内容を十分に理解し伝えることが求められる。

■ 周知 関連業務との繋がり

- 周知に必要なのは機器情報であり、抜けなく行うには需要家サイドの情報管理が重要となる。
- 多くの場合、効率化のために消費機器調査時に一般周知・個別周知を実施しているが、消費機器調査の頻度と周知の頻度とが異なるものもあり、DMの発送や特別巡回にて対応している。



周知物イメージ

一般周知（家庭用）

保存版 快適ガスライフの基礎知識

安心してガスをお使いいただくために

見本

使用の際は 换気してください

気をついたら 連絡してください

●ガス臭い
●燃焼器が作動したら
●気漏れしたことなど

●ガス運営者へ連絡!
お名前・ご住所・ご近所の
情報、状況などを
お知らせください。

○○○○ガス株式会社
TEL 00-0000-0000 FAX 00-0000-0000
http://www.abcdefg-hijklmnopqrstuvwxyz.co.jp

石鹼水でしているガスの種類は都市ガス●●●です

ガス機器使用時は、換気（給気と排気）をしましょう

④ ガス機器使用時は、換気（給気と排気）をしましょう

ガス機器使用時は、換気（給気と排気）をしましょう

ガスの使用にともなう人妻被害は、一酸化炭素（CO）中毒の原因が大きい

ガスが燃えている時に空気が必要です。しかし、開けたいためで空気をもろこしで利用していると、燃焼するための酸素が不足して、不完全燃焼になります。これがCO（一酸化炭素）が発生する可能性があります。これが車両走行の大きな原因のひとつになっています。

人財被害の推移割合（人割合）

| | |
|-----------|--------------|
| 火災での約 35% | 都市ガスによる約 65% |
|-----------|--------------|

※資料出典：平成11年～12年「都市ガスによる人財被害」(厚生省)

一酸化炭素（CO）は非常に潜襲的で、気づいたときにとも

ガスが燃えている時に空気を必要です。しかし、開けたいためで空気をもろこしで利用していると、燃焼するための酸素が不足して、不完全燃焼になります。これがCO（一酸化炭素）が発生する可能性があります。これが車両走行の大きな原因のひとつになっています。

ガス機器使用時は、換気（給気と排気）をしましょう

ガス機器使用時は、換気（給気と排気）をしましょう。特に、薄暗い、狭い場所では、少額の誤差でも危険です。

換気の方法は簡単。仕事など、狭間にいていますが、手足伸ばして歩くくらいで大丈夫です。

手足伸ばして歩くだけで、換気できます。また、窓を開けて換気することもあります。

主なCO濃度

| | |
|-------|------------|
| CO(%) | 半時呼吸停止 |
| 0.04 | 1~2時間で意識消失 |
| 0.16 | 20分で意識消失 |
| 0.32 | 5~10分で命垂れ |
| 1.28 | 1~3秒で死 |

P8

© 2014 The Japan Gas Association

The Japan Gas Association

周知物イメージ

一般周知（家庭用以外）

業務用に都市ガスをお使いのみなさまへ

安心ワークガイド

見本

換気を忘れずに

ガス機器の使用時に必ずやることは、必ず換気を行なう。換気装置をもつていても、ガス機器の燃焼によって、空気をもろこしで利用しているので、必ず換気を行なうことを忘れないでください。

伝火防止フタの上にご注意

上の傳火防止フタの上に、必ずアーチライム（火薬）を置かないでください。

換気を忘れないでください

ガスを運営しているときなど、必ず換気を行なってください。

安全なガス料金算定基準

この表示を有効にして頂いた場合に限り、使用料金にまでは負担を負う可能性が想定されることを表しています。

この表示を有効にして頂いた場合に限り、使用料金にまでは負担を負う可能性が想定されることを表しています。

換気をしていますか？使うたびに確かめて！

換気を忘れずに

ガス機器の使用時に必ずやることは、必ず換気を行なう。換気装置をもつていても、ガス機器の燃焼によって、空気をもろこしで利用しているので、必ず換気を行なうことを忘れないでください。

伝火防止フタにご用心

上の傳火防止フタの上にアーチライム（火薬）を置かないでください。

ガス管のチェック

ガス管は定期的に点検していいときなどは点検をしてください。

給湯口は 対応できない

給湯口は対応できないことがあります。

ガス・CO警報器の設置をおすすめします。

ガス漏れや一酸化炭素（CO）濃度が高くなると感知し、目次までする「安全のないふらふら」などで、外気を吸い込むことで安全になります。

換気のメソッドを毎回

換気のメソッドを毎回確認して、必ず換気を行なってください。

P9

29

© 2014 The Japan Gas Association

周知物イメージ

個別周知

重要なお知らせ

見本 A 不完全燃焼防止装置のない小型湯沸器をご使用のお客さまへ

すでに不完全燃焼防止装置付きの機器をおこし、重症の場合は死亡事故につながるおそれがあります。

換気をしてください。

小型湯沸器をご使用中は必ず、換気扇を動かしてください。動かす空間が不足すると、不完全燃焼がおこります。

**長時間の連続使用はやめください。
不燃防なし小型湯沸器**

小型湯沸器の長時間連続使用は、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因となり、大変危険です。継続的にやめさせてください。

● 小型湯沸器に関するご相談・お問い合わせは

重要なお知らせ

見本 B 不完全燃焼防止装置のない浴室に設置されている煙突式風呂がまをご使用のお客さまへ

すでに不完全燃焼防止装置付きの機器をおこし、重症の場合は死亡事故につながるおそれがあります。

煙突や給気口などをときどき点検してください。

★1 鳴るなどの異音等で詰まっていますか？
★2 固定金具がなからたり、グラついていませんか？
★3 穴あきやはれていますか？
★4 煙突口や換気口が詰まっていますか？
★5 イヤな臭いはありませんか？

※天井裏などの狭い場所にあわせた設置がされています。
窓や換気扇など、換気扇の取付位置で詰まっています。
窓や換気扇など、窓や換気扇の取付位置で詰まっています。
窓や換気扇など、窓や換気扇の取付位置で詰まっています。
窓や換気扇など、窓や換気扇の取付位置で詰まっています。

使用中にイヤな臭いがしませんか？

使用中にイヤな臭いや白けがけたりする場合は、排気ガスがあふれている可能性がありますので、ただちに使用を中止し、ガス機器専門店または修理店にご連絡ください。

● 設備故障に関するご相談・お問い合わせは

重要なお知らせ

見本 C 不完全燃焼防止装置のついていない煙突式風呂がま・湯沸器をご使用のお客さまへ

すでに不完全燃焼防止装置付きの機器をおこし、重症の場合は死亡事故につながるおそれがあります。

煙突や給気口などをときどき点検してください。

★1 鳴るなどの異音等で詰まっていますか？
★2 固定金具がなからたり、グラついていませんか？
★3 穴あきやはれていますか？
★4 煙突口や給気口が詰まっていますか？

※天井裏などの狭い場所にあわせた設置がされています。
窓や換気扇など、窓や換気扇の取付位置で詰まっています。
窓や換気扇など、窓や換気扇の取付位置で詰まっています。
窓や換気扇など、窓や換気扇の取付位置で詰まっています。

不燃防なし浴室内CFふろがま

使用中にイヤな臭いがしませんか？

使用中にイヤな臭い、や白けがけたりする場合は、排気ガスがあふれている可能性がありますので、ただちに使用を中止し、ガス機器専門店または修理店にご連絡ください。

● 設備故障に関するご相談・お問い合わせは

不燃防なし小型湯沸器

不燃防なし浴室内CFふろがま

不燃防なしCF式機器

P10

© 2014 The Japan Gas Association

周知物イメージ

個別周知

重要なお知らせ

見本 F 不完全燃焼防止装置がなく排気ファンが付いている煙突式風呂がま・湯沸器をご使用のお客さまへ

すでに不完全燃焼防止装置付きの機器をおこし、重症の場合は死亡事故につながるおそれがあります。

煙突・排気ファンなどの「絞排気設備」をときどき点検してください。

★1 鳴るなどの異音等で詰まっていますか？
★2 固定金具がなからたり、グラついていませんか？
★3 穴あきやはれていますか？
★4 ご使用している排水栓は詰まっていますか？
★5 電源・プラグ・コンセントに虫はまっていますか？
★6 機器の給気口に虫が詰まっていますか？
★7 給気扇が止まっていますか？

※排水栓などの排水栓等で詰まっています。
※天井裏などの狭い場所にあわせた設置が詰まっています。
※天井裏などの狭い場所にあわせた設置が詰まっています。

排水栓が正しく行われていますか？

ご使用時、排水栓などの排水栓等で詰まっています。
排水栓等で詰まっています。

● 排気設備に関するご相談・お問い合わせは

小型湯沸器をお持ちのお客さまへのお願い

小型湯沸器は換気を十分に行ってください。不十分な場合は一酸化炭素中毒になるおそれがあります。

換気のお願い

小型湯沸器をお使いのときは必ず換気をしてください。

● 小型湯沸器に使用時のお願い

必ず換気扇をまわさず、窓を開けて換気をしてください。

おすすめ

ガス・CO警報器の設置をおすすめします。
ガス・CO警報器は安全地帯をつくす手段の一つになります。
大きが發生したときに、感知する装置をついた機器もあります。
有効時間(5年)がする前に、取り替える必要があります。(ガスの規則によっては万が一警報とCO警報器をそれぞれ設置する必要があります)

不燃防なしFE式機器

不燃防あり小型湯沸器

P11

© 2014 The Japan Gas Association

30

周知物イメージ

外壁塗装時の養生等による給排気不良

**外壁清掃工事 塗装工事 増改築工事 をされる
工事会社さまへお願ひ**

**外壁の塗装工事等で、
給排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・
屋外式給湯器などを
ビニールで覆うときは
入居者の方に、ガスの使用禁止を
お願いしてください。**

給排気筒等をビニールで覆ったままガス機器を使用する場合、瓦斯漏れによる火災や瓦斯中毒の原因となり大変危険です。

作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてくださるようお願い致します。

工事の際、ビニール等で覆ったままガスを使用しないでいただきたい箇所

ビニール等で覆ったままガス機器を使用することによる事故(瓦斯漏火、CO中毒)が発生してあります。ビニール等は瓦斯を遮蔽しないようにご明確ください。また、工事終了後は確実にビニール等を取り外してください。

経済産業省からのお願い

ビニール等でガス機器を使用することによる事故(瓦斯漏火、CO中毒)が発生してあります。ビニール等は瓦斯を遮蔽しないようにご明確ください。また、工事終了後は確実にビニール等を取り外してください。

経済産業省

**建物外壁塗装 や 外壁清掃工事 中の
お客様さまへお願ひ**

工事中はガス機器を使わないでください

外壁塗装工事の際に、換気筒(煙突)・換気扇・給気口などを給排気装置をビニール等で覆ったままガス機器を使用すると、一酸化炭素(CO)中毒の発生やガス機器が異常着火を起こして機器の爆破や火災の原因となるため大変危険です。

ビニールで覆ったままガス機器を使用すると…

一酸化炭素(CO)中毒にご注意ください

ガス機器が瓦斯漏火を起こし、瓦斯漏火の室内に流れ込むとCO中毒を引き起こすことがあります。

瓦斯漏火の原因となります

ガス機器が瓦斯漏火を起こし、ガス機器の瓦斯や火災に至る場合があります。

お断り

- 作業中、排気扇や排気筒、給湯器本体をビニール等で覆っている場合があります。ビニール等で覆った状態ではガス機器を使用しないでください。(使用する際は、裏面にビニールが貼られていることを確認してください。)
- ガス機器を使用する際には「なぜか火が燃えない」「火が止まらない」などの場合は、飛行ビニールの取り外しが求められます。外壁のビニールを確認してください。

P12

© 2014 The Japan Gas Association

周知物イメージ

ガス栓・接続具

P13

© 2014 The Japan Gas Association

周知物イメージ

経年内管

ご存じですか？ガス管の資産区分
敷地内のガス管は「お客さまの大切な資産です！」

古くなったガス管交換のお願い

土に埋まっているガス管（通常メキッキ鋼管（通称 白ガス管））は、古くなつて腐食が進むとガスが漏れる恐れがあります。「都市ガス」を安心してご利用いただくために、腐食しないガス管への早めの交換をお願いします。




見本

我が家の
ガス管は大丈夫?
→ 土の状況によって異なりますが
「およそ20年が交換の目安」
といわれています。

ガス管はガス会社の
モノではない?
→ 敷地内のガス管は
お客さまの資産です。
交換はお客さまの大切な役目です。

ガス管の交換の
費用はどれくらい?
→ 交換費用については
ガス事業者にご相談ください。

これで安心！

腐食や地盤に強いガス管です

| |
|----------|
| ポリエチレン管 |
| ポリオレイン管 |
| 使用済みビニル管 |

ガスくさいときは、すぐガス事業者へご連絡を！

- おほき匂いがない → 絶対に火気は絶対になくください。 ● 排気窓・電灯等のスイッチに直接に手を触れないでください。
- ガス漏近くで火事されるとも、ガス事業者へ面倒で下さい。

お問い合わせ

経済産業省からのお知らせ

古くなったガス管（白ガス管）は、早めの交換をお願いします。詳しくは近くのガス事業者にご相談下さい。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

P14

© 2014 The Japan Gas Association

周知物イメージ

金網ストーブ

P15

© 2014 The Japan Gas Association

大口需要家の場合の違い

- 周知に関しては、大口需要家については事業者の義務としては既に免除されている。
(工業用以外の50万m³以下を除く)
- 個別周知に関しては、大口・小口の差ではなく、対象となる機器が法で規定されている。

《現行の法規制(周知)》

| | | 小口 | 大口 | |
|------|---------------|---------|--|-----------------------|
| | | | 10~50万m ³ /年 | 50万m ³ /年~ |
| 消費段階 | 消費機器に関する周知・調査 | 一般ガス事業者 | 工業用建物 ⇒ - (免除) 工業用以外 ⇒大口ガス事業者 | - (免除) |
| | 漏えい検査 | 一般ガス事業者 | 大口ガス事業者 | 大口ガス事業者 |